

中部運輸局自動車交通部

令和7年7月1日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
宮川、磯野 TEL 052-952-8082中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当
豊田、前田 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：ジェイアール東海バス 株式会社（代表取締役社長 小笠原 均）
住 所：愛知県名古屋市中川区小本3丁目103番地
営 業 所：名古屋支店（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和7年7月1日
処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和7年2月22日（土）に東京発名古屋着の高速乗合バスにおいて、終点での点検が不十分であったため旅客を車内に置き去りにする事案を発生させたことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数 0点
当該事業者の累積違反点数 0点